

豊島区分譲マンション耐震診断助成金交付要綱

平成20年3月26日

都市整備部長決定

改正 平成21年3月26日

改正 平成22年5月31日

改正 平成23年4月1日

改正 平成24年7月17日

改正 平成26年3月18日

(目的)

第1条 この要綱は、分譲マンションの耐震診断に係る費用を助成することにより、分譲マンションの耐震化の促進を図り、もって災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 分譲マンション 二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）がある共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものを含む）のうち、豊島区内に存する耐火建築物又は準耐火建築物であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (2) 耐震診断技術者 建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有する者をいう。
- (3) 耐震診断 昭和56年6月1日以後の建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）等の規定により必要とされる耐震性能を建築物が有しているかどうかを耐震診断技術者が次のアからウまでに掲げる当該建築物の構造に応じて、当該アからウまでに定める方法又は同等以上の方法により調査し、当該建築物の耐震性能を判定することをいう。
 - ア 鉄骨造 耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説（平成10年2月財団法人日本建築防災協会発行）の2次評価
 - イ 鉄筋コンクリート造 2001年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説（平成14年1月財団法人日本建築防災協会発行）の第2次診断法
 - ウ 鉄骨鉄筋コンクリート造 2009年改訂版既存鉄骨鉄筋コンクリート造の耐震診断基準・改修設計指針・同解説（平成21年12月財団法人日本建築防災協会発行）の第2次診断法
- (4) 管理組合 区分所有法第3条若しくは同法第65条に規定する団体又は

同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む）に規定する法人をいう。

（助成対象建築物）

第3条 この要綱による助成金の交付の対象となる建築物は、以下の要件をすべて満たすものとする。ただし、豊島区緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断助成金交付要綱（平成21年3月26日都市整備部長決定）に基づく事業の対象となる建築物を除く。

- （1）豊島区内にある昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条に基づく確認を受けた分譲マンション。
- （2）原則として、建築基準法及び関係法令に適合しているもの。
- （3）耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- （4）耐震診断に必要な設計図書に不備がないこと。

（助成対象者）

第4条 この要綱により助成を受けることができる者は、前条の要件を満たす分譲マンションの管理組合とする。

（補助の交付対象）

第5条 この要綱により助成を受けることができるものは次の各号に掲げる項目の範囲内とし、当該マンションに係る設計図書等の作成は含まないものとする。

- （1）履歴調査、外観調査、劣化調査などの現地調査の実施に関すること。
- （2）図面・計算書等の内容を検討する設計図書検討に関すること。
- （3）床・梁・柱・壁等の耐震性を検討する構造躯体診断に関すること。
- （4）仕上材・避難路等の耐震性を検討する非構造部材診断に関すること。
- （5）設備機器の脱落・転倒・移動などを検討する建築設備診断に関すること。
- （6）耐震性能の総合的な評価をする耐震性能評価に関すること。
- （7）耐震補強等の案の検討、概算工事費の算定などの耐震補強計画に関すること。
- （8）耐震診断報告の作成と提示に関すること。

（助成金の交付額等）

第6条 助成金の額は、次の各号のいずれか低い額の3分の2の額（1,000円未満切り捨て）とし、その額が100万円を超えるときは、100万円とする。

（1）耐震診断に要した費用

（2）次のアからウまでの延べ床面積区分に応じて、算出した額

ア 延べ床面積が1,000㎡以内の場合は、延べ床面積に2,060円/㎡を乗じた額

イ 延べ床面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内の場合は、延べ床面積から1,000㎡を減じた面積に1,540円/㎡を乗じ、その額に206万円を加算した額

ウ 延べ床面積が2,000㎡を超える場合は、延べ床面積から2,000㎡を減じた面積に1,030円/㎡を乗じ、その額に360万円を加算した額

2 助成金の交付額は、当該年度の予算の範囲内とする。

3 助成金の交付は、同一の助成対象建築物につき1回限りとする。

(助成金の承認申請及び承認決定)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、当該助成対象建築物の耐震診断を実施する前に、耐震診断助成承認申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、区長に申請しなければならない。

(1) 当該確認通知書の写し(当該確認通知書がない場合にあっては、当該確認通知書の交付年月日を確認することができる書類)

(2) 当該助成対象建築物の登記事項証明書

(3) 当該助成対象建築物の耐震診断に係る費用の見積書

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の申請に基づきその内容を審査し、助成対象と承認したときは耐震診断助成承認通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 区長は、助成の承認にあたり必要と認める条件を付すことができる。

(耐震診断助成の取りやめ及び変更)

第8条 前条の規定による助成金の承認を受けた者(以下「助成承認者」という)は、当該助成対象建築物の耐震診断を取りやめようとするときは、耐震診断助成取りやめ届(別記第3号様式)により区長に届けなければならない。

2 助成承認者は、当該耐震診断助成承認申請書に記載された内容を変更しようとするときは、耐震診断助成変更承認申請書(別記第4号様式)により区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があった場合において、当該変更を承認したときは、耐震診断助成金変更承認通知書(別記第5号様式)により当該助成承認者に通知する。

(完了報告)

第9条 助成承認者は、当該助成対象建築物の耐震診断が完了したときは、耐震診断完了報告書(別記第6号様式)を提出し、速やかに区長に報告しなければならない。

(助成金の交付申請及び交付決定)

第10条 助成承認者は、前条の規定により耐震診断完了報告書を提出するときは、耐震診断助成金交付申請書(別記第7号様式)に次に掲げる書類を添付して、区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 当該耐震診断の結果が確認できる書類(平面図・床面積表添付のこと)

(2) 当該耐震診断費用の支払額が証明できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、助成金の交付を決定したときは耐震診断助成金交付決定通知書(別記第8号様式)により、助成金の不交付を決定したときは、耐震診断助成金不交付決定通知書(別記第9号様式)により、申請者に通知する。

(助成金の交付請求)

第11条 前条2項の規定による通知を受けた者は、速やかに耐震診断助成金交付

請求書（別記第10号様式）により区長に助成金の交付を請求しなければならない。

2 区長は、前項の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 区長は、助成承認者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）耐震診断の内容が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（2）虚偽その他不正の手段により、この助成金の交付を受けたとき

（3）豊島区補助金等交付規則（昭和61年8月27日規則第59号）に違反したとき

2 区長は、前項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した時は、耐震診断助成金交付決定取消通知書（別記第11号様式）により当該交付決定者に通知する。

（助成金の返還）

第13条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取消した場合において、すでに助成金が交付されている場合の返還にあたっては、豊島区補助金等交付規則により期限を定めて返還を命ずるものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成22年6月1日から施行する。

附則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成24年7月17日から施行する。

附則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。